

下関市教育委員会 1 月定例会 資料

令和 8 年 1 月 2 3 日（金） 9 : 3 0 ~

教育センター 3 階中研修室

【 目 次 】

○日程表 P 1

[議案]

第 1 号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 別冊①

[臨時代理等報告]

○下関市立小学校の一般図書の新採択の変更について P 2

[報告事項]

○下関市学校運営協議会委員の解職及び委嘱について P 4

○市立幼稚園における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
の実施について P 6

教育委員会定例会日程表

令和8年1月23日（金） 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第1号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育課

日程2

【臨時代理等報告】

下関市立小学校の一般図書の採択の変更について

教育研修課

日程3

【報告事項】

下関市学校運営協議会委員の解職及び委嘱について

教育研修課

市立幼稚園における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

幼児保育課

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和8年2月25日（水）

R8. 2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R8. 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

閉会

下 関 市 教 育 委 員 会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）4条1項の規定により、令和8年度使用下関市立小学校一般図書について、令和8年1月7日下記の通り臨時代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和8年1月23日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

記

1. 一般図書の採択の変更について

（1）絶版、品切れ等による供給不可 1冊

1	あいうえおのえほん	玉川大学出版部
---	-----------	---------

（2）追加変更 1冊

1	あいうえおのえほん	株式会社 金の星社
---	-----------	--------------

2. 説明

令和8年度使用の一般図書について、一部絶版、品切れ等のための供給不可による需要数の変更の必要が生じた。これにより8月27日に採択された一般図書のうち1冊が供給不可に当たるため、採択の変更を行い、1月7日までに山口県教育庁義務教育課長まで報告する必要があったため。

令和8年度使用下関市立小学校一般図書一覧(発行者別)

番号	図 書 名	発行者名
1	五味太郎・言葉図鑑(1)うごきのことば	偕成社
2	さがしてみよう! まちの記号とマーク I 学校の記号とマーク	小峰書店
3	三省堂こどもかずの絵じてん	三省堂
4	福音館の科学シリーズ 校庭のざっ草	福音館
5	おもいやりの絵本 みんなのきもちがわかるかな?	金の星社
6	CDつき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版
7	しかけえほん フライパン	コクヨ
8	かずをかぞえる	玉川大学出
9	あいうえおのえほん	玉川大学出
10	学研の頭脳開発 身近な自然と理科が好きになるかがくのれんしゅうちょう	学研
11	一生役立つルールとマナーおやくそくのれんしゅうちょう新装版	学研
12	ひとりだちするための国語	エストディ
13	ひとりだちするための算数・数学	エストディ
14	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版)(かたかな・かん字の読み書き)	同成社
15	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2(1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	同成社
16	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版)(ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社
17	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社
18	あいうえおのえほん	金の星社

報 告 事 項

令和 8 年 1 月 2 3 日

教 育 研 修 課

下関市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 第 2 項及び下関市学校運営協議会規則第 4 条の規定により、下関市学校運営協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱しましたので、報告いたします。

記

1 解嘱者及び委嘱者

解嘱者 中角 克志

委嘱者 岡村 厚之

2 解嘱・委嘱年月日

解嘱 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

委嘱 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

3 事由

年度途中の委員変更が生じたため

以上

変更前

36. 室津小学校	
	委員名
1	小林 傳
2	村田 則嗣
3	三滝 一夫
4	中角 克志
5	對中 一生
6	益田 雅和
7	小野 健祐
8	大島 忠道
9	小野 友美
10	佐方 美奈子
11	津守 美智代
12	池永 幸恵
13	原田 耕一郎
14	正木 資介
15	山根 卓

変更後

36. 室津小学校	
	委員名
1	小林 傳
2	村田 則嗣
3	三滝 一夫
4	岡村 厚之
5	對中 一生
6	益田 雅和
7	小野 健祐
8	大島 忠道
9	小野 友美
10	佐方 美奈子
11	津守 美智代
12	池永 幸恵
13	原田 耕一郎
14	正木 資介
15	山根 卓

(参考条文)

下関市学校運営協議会規則抜粋

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 当該対象校の通学区域内の住民
- (2) 当該対象校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象校の運営に資する活動を行う者
- (4) 当該対象校の校長
- (5) 当該対象校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱又は任命することができる。

市立幼稚園における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1 目的・概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度

（R7：子ども・子育て支援事業／R8以降：乳児等のための支援給付）

2 令和 7 年度の事業内容

(1) 対象児童

市内に住所があり現に居住している児童、かつ、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の児童

(2) 実施日・時間

事業の実施日及び実施時間は、原則、土曜日、日曜日、休祝日及び年末年始を除いた午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時（幼稚園は午後 5 時）までとし、運営形態や受入体制等により施設ごとに決定する。

(3) 利用料金

こども 1 人 1 時間当たり 3 0 0 円

（生活保護・非課税・低所得世帯の減免あり）

事業実施施設

- (1) 下関市立清末幼稚園
- (2) 下関市立川中幼稚園
- (3) 中央子育て支援センター
- (4) 菊川子育て支援センター
- (5) 豊田子育て支援センター
- (6) 川棚子育て支援センター
- (7) 豊北子育て支援センター

3 周知方法

市報しものせき

市の公式ホームページ

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

利用の方法について

